

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

公益法人改革第 2 弾がスタート (多岐にわたる改正、その準備はいつまでに！)

1 公益認定法改正の背景

2008 年に施行された公益認定法は、制定後 15 年を経過しておりますが、コロナ禍や自然災害の頻発などの社会的変化により、より柔軟な運営体制が求められるようになりました。現行制度では、法人は収支相償原則や遊休財産の保有制限などの厳しい規制を受けており、特に中小規模の法人にとっては、長期的な事業計画の策定や迅速な対応が難しいという課題がありました。これに対応するため、2025 年改正公益認定法が成立しました。改正法は 2025 年 4 月 1 日に施行されます。

2 公益法人改革第 2 弾で何が変わる？

- ① 財務規律の柔軟化・明確化等 (収支相償原則・遊休財産規制の見直し)
- ② 行政手続の簡素化・合理化 (収益事業等の変更は届出で可能)
- ③ 透明性の向上, 自律的ガバナンスの充実(外部理事監事の導入・区分経理の原則化)
- ④ 公益法人会計基準の見直し

3 主な改正内容

改正内容は多岐にわたりますので、ここでは、「収支相償原則、外部理事・監事の導入」に絞って説明します。

① 収支相償原則の見直し(中期的収支均衡)(令和 7 年事業年度から適用)

- ・過去 4 年間で赤字があれば通算可能・黒字が出た場合、5 年間で解消
- ・公益目的事業全体で中期的収支均衡を判定

② 外部理事・監事の導入(自律的ガバナンスの充実)

- ・理事のうち一人以上が外部理事であること(小規模法人の適用除外あり)

外部理事になれない者とは、法人の業務執行理事又は使用人、公益社団法人では法人の社員、公益財団法人設立者などとされております。

- ・監事(複数ある場合は監事のうち一人以上)が外部監事であること

外部監事になれない者とは、外部理事になれない者に加え業務執行理事以外の理事であった者が含まれます。なお、小規模法人の適用除外はありません。

※新基準は、法律の施行日に現に在任する全ての理事又は監事の任期が満了する日の翌日から適用されます。2025 年 4 月以降の社員総会・評議員会で理事又は監事の全てが改選される場合、その時点で新基準に適合する必要があります。定款等の改正が必要となる場合もありますので、該当する法人は早めにその準備が必要です。加えて、外部理事・監事に対する報酬規程等の見直しも検討課題となります。